

東京地裁書記官に訊く

— 交通部編 (2021年版) —

今回の特集は、8年ぶりとなる「書記官に訊く」シリーズの「交通部」編です。

前回特集（2013年8月号）*1は、当会会員のみならず、多くの法曹関係者から注目を集めました。

ただ、前回特集後、いわゆる債権法改正が実現し、この改正規定は既に2020年4月から施行されています。

また、現在、東京地裁交通部では新型コロナウイルス感染拡大防止などのために、ウェブ会議方式による争点整理手続が積極的に活用されています。

さらに、2021年4月から、東京地裁交通部は、一覧表を活用した審理を導入し、主張書面・一覧表のモデル書式のデータのウェブ*2上での提供も開始しています（なお、東京地裁ウェブサイトでは、書式の他に、一覧表を活用した審理手続の概要や注意事項等の説明も掲載されておりますので、是非本特集とあわせてご参照ください）。

このような前回特集時からの状況の変化を踏まえ、LIBRA編集会議から東京地裁交通部書記官に前回特集のアップデートについて相談したところ、ご快諾いただくことができました。ご執筆いただいた書記官の皆様には、この場を借りて御礼申し上げます。

本特集が、前回特集に引き続き、会員の皆様の執務のご参考になれば幸いです（なお、本特集に掲載されているURLは、すべて2021年9月30日時点のものです）。

*1 https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2013_08/p02-25.pdf

*2 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/vcmsFolder_1545/vcms_1545.html

LIBRA編集会議 志賀 晃、小峯 健介、濱島 幸子

CONTENTS

第1 東京地方裁判所民事第27部（交通部）の概要	3頁
1 はじめに	
2 事件処理の状況	
3 事件の内容等	
第2 訴訟提起段階から係属中の留意点	3頁
1 モデル訴状、答弁書、準備書面の紹介	
2 ITツールを利用した争点整理の新たな運用	
3 その他の留意事項	
第3 終了段階における留意点	8頁
1 事前の連絡	
2 和解成立までに準備をお願いしたいもの	
3 裁定和解	
4 猶予を受けている手数料等の納付	
第4 最後に	8頁
資料(1～7)	9頁

第1 東京地方裁判所 民事第27部(交通部)の 概要

1 はじめに

東京地方裁判所民事第27部は、当庁の民事訴訟事件係において受け付けた事件のうち、交通事故に関する事件のみを取り扱う専門部です。

令和3年4月時点において、裁判官14名、書記官17名（主任書記官3名、書記官14名）、速記官2名及び事務官3名、単独事件を担当する係が12係（1・2・3・4・5・6・7・A・B・C・D・E）、合議事件を担当する係が5係（甲1・2・3、乙A・B）で審理にあたっています。

2 事件処理の状況

(1) 新受事件

当部における令和2年の交通訴訟の新受件数は、1940件で、令和元年の2190件から11.4%減少しました。これは、明らかにコロナ禍の影響によるもので、東京地裁民事部の通常訴訟の新受件数も、令和2年は前年より約6.1%減少しています。

(2) 既済件数・未済件数

当部における令和2年の交通訴訟の既済件数は、1838件で、令和元年の2156件から14.7%減少しました。昨年4月の緊急事態宣言下における審理の停止により、新受件数以上にコロナ禍の影響があったものと考えられます。既済事件を終局内容別に見ますと、判決が15.5%、和解が72.7%、取下げその他が11.8%となっており、当部における和解率は、ここ数年70%を超える高水準が維持されています。

令和2年の未済件数の推移を見ますと、3月末時点で1592件であったものが、8月末には1935件まで増加し、その後徐々に審理が再開されたことにより、12月末には1759件まで減少しました。ただ、

令和元年12月末の未済件数（1657件）と比較しますと、6.2%増加しています。

3 事件の内容等

当部が担当する事件には、①交通事故の被害者が、加害者に対し、不法行為責任（民法709条、715条、719条等）又は自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という）3条の運行供用者責任に基づき損害賠償を請求する事件、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）の保険会社に対し、自賠法16条に基づき直接請求する事件及び加害者側が締結していた任意保険の保険会社に対し、保険約款等に基づき直接請求する事件などの損害賠償請求事件、②保険会社が、被害者に対して保険金を支払ったことにより、加害者に対し、保険代位に基づき損害賠償を請求する求償金請求事件、③加害者が、被害者に対し、損害賠償債務が存在しないこと（又は損害賠償債務が一定額を超えて存在しないこと）の確認を求める債務不存在確認請求事件などがあります。

なお、車両が関係する事故であっても、車両の運行に起因するとはいえない事故、例えば、車両の走行中、投石等により乗客が負傷した事故、停車中の電車・バス内で滑って転んだ事故、駐車場内に駐車中の車両のドアが隣の車両に当たった事故などは、当部ではなく、通常部で取り扱っています。

第2 訴訟提起段階から 係属中の留意点

1 モデル訴状、答弁書、準備書面の 紹介

(1) 経緯

これまで、民事交通訴訟の訴状には、損害額一覧表が添付されているものと添付されていないものがあり、請求原因に対する被告の認否も、例えば

請求原因の1項は否認、2項は不知などと文章で記載されていることが多く、当部の担当裁判官は、審理を進めるに当たり、自分の手控えとして、損害額の主張対比表を別途作成するのが通常でした。そして、争点整理手続を進めるに当たって、一部の裁判官はその主張対比表を当事者双方に示しつつ争点を確認することを試みていましたが、多くは、口頭で要点を双方に伝えるにとどまり、代理人において、それぞれ手元の計算書とどこが違うのかを確認しながら補充の主張立証の要否を検討されていたようです。

しかし、迅速かつ的確に争点整理を行うには、訴訟の初期の段階から当事者双方と裁判所の三者が主張対比表を共有するなどして、争点が何であり、その軽重はどのようになっているのか、立証がどの程度されているのかなどについて共通認識を形成することが有益であると考えられます。

そこで、当部では、当事者双方と裁判所との三者間で簡便に認識を共通させるためのツールとして、一覧表を別表として用いるモデル訴状、答弁書、準備書面を作成し、利用をお願いすることとしました。

（2）一覧表の活用方法

まず、訴状（資料1）に、事案の概要及び損害額を記載した一覧表を添付していただきます。これらには、請求原因事実のうち、定型的な記載になりむ内容のものを全て記載していただき、訴状本文では、一覧表を引用することにより、二重に記載していただく手間を省きます。そして、訴状本文には、事前交渉の経過などから予想される争点について、具体的に記載していただきます。一覧表のデータは、訴状提出後、適宜の方法により裁判所に提供していただくことになりますので、担当書記官に提出方法をご確認いただければと思います。

また、訴状には、事前交渉の際に被告に代理人弁護士が就いていた場合、その氏名や事務所名を記載していただきたいと思います。これにより、裁判所において被告代理人に受任予定の有無を確認し、

訴状を本人に送達するか、受任した代理人に交付するかを判断することができ、以後の手続を迅速に進めることができます。

被告に代理人が就いた場合、可能であれば、訴状添付の一覧表のデータを原告代理人から被告代理人に対し適宜の方法で交付していただきます。そして、答弁書における請求原因に対する認否は、一覧表の被告側主張欄に記入するとともに、主な争点に関する主張は答弁書本文に記載していただきます（資料2）。一覧表で認否を行うことにより、認否の漏れを防止するとともに、主張や書証の追完の要否を明確にすることができます。一覧表のデータは、裁判所と原告側に提供していただくようお願いいたします。

そして、主な争点に関しては、その後準備書面で詳細な主張のやり取りを行い、審理の途中で損害額に係る主張や認否が変更されることになった場合には、変更内容を反映した一覧表を準備書面に添付していただくことにより、その時点における主張の対立状況を常に一覧できるようにしておきます。審理の途中で既払金などが判明した場合にも、これを一覧表に記載し、原告の請求金額にどのような影響を及ぼすのか、変更後の主張に対する認否漏れがないかなどについて、明確に把握できるようにします。準備書面のモデルは、資料3のとおりです。

なお、原告、被告とも、訴状や答弁書の段階から、一覧表には主張の根拠となる書証番号を必ず記載していただきたいと思います。これにより、立証あるいは反証の要否を互いに把握することができます。

このようにして一覧表が埋められるとともに、主な争点に関する主張や証拠の提出が行われれば、争点整理が終了することになりますが、その過程で裁判所が和解勧誘を行う場合には、一覧表を基に和解案を作成してお示しすることが考えられます。

（3）モデル書式の提供

以上が一覧表を利用した審理手続の概要です。代表的な訴訟物である損害賠償請求事件の傷害事案のモデルを用いて説明させていただきました。

訴状本文の書式は、このほか、保険代位による求償金請求事件のもの（資料4-1）及び債務不存在確認請求事件のもの（資料4-2）を東京地裁のウェブサイト（裁判所ウェブサイト・トップ＞各地の裁判所＞東京地方裁判所／東京簡裁以外の都内簡易裁判所＞裁判手続きを利用する方へ＞民事第27部（交通部））*1に掲載しております。訴訟物については、これら以外にも、共同不法行為者間の求償金請求、同請求権の保険代位による行使など、3つのモデルに当てはまらないものもありますので、本文の記載に当たっては訴訟物が何であるかにご注意いただき、要件事実に漏れないようにお願いいたします。

また、一覧表の書式は、モデルの傷害事案のほか、死亡事案のもの（資料5-1）及び物損事案のもの（資料5-2）も同様に東京地裁のウェブサイトに掲載しております。人損と物損を合わせて請求する場合がありますが、これらは訴訟物が異なることがあり、既払金の充当の誤りを防止するためにも、人損と物損で表を分けております。両者の損害を合わせて請求する場合には、それぞれの既払金の充当後に合計額を計算して請求額とするという方法で利用していただければと思います。

一覧表を用いた審理は、本年4月から、原則として新たに当部に係属する全事件で行っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 ITツールを利用した争点整理の新たな運用

(1) 概要

民事訴訟に関する裁判手続きのIT化を進めるため、当部では、令和2年7月から、「フェーズ1」における取組として、現行法の下でウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用を開始しています。

(2) 書面による準備手続

近時当部に係属した事件では、答弁書が提出された段階で、争点整理のために複数回書面をやり取りすることが必要な事件については、その多くが書面による準備手続に付されています。そして、その手続の過程で、適宜協議の日時が定められ、ウェブ会議の方法により協議が実施されています。訴訟の早い段階から書面による準備手続に付し、ウェブ会議の方法により協議を実施するという運用は、当部では広く浸透しており、令和3年に入ってから、一月当たり300～500件の期日等が実施されています。引き続きIT機器を利用した争点整理にご協力をお願いいたします。

なお、準備書面や書証は、従前どおり、紙媒体で提出していただくことになります。書面による準備手続においては、準備書面の陳述や書証の取調べはできませんので、準備書面の陳述等は、書面による準備手続が終結した後に開かれる口頭弁論又は弁論準備手続の期日において行っていただくことになります。

また、争点整理手続をウェブ会議の方法により行う場合であっても、争点整理手続の進行状況や内容によっては、裁判所に出頭していただいて争点整理を行うことが相当な場合もあり得ますので、その点はお含みおきください。

3 その他の留意事項

(1) 改正民法施行に伴う留意点

令和2年4月に施行された改正民法には、民事交通訴訟に関わりの大きいと思われる法定利率、消滅時効、相殺、連帯債務に関する事項などがありますが、特にご留意いただきたい点は、遅延損害金です。

遅延損害金について、改正民法では、法定利率が変動制とされたことに伴い、いつの時点の法定利率を用いるかが問題となりますが、この点は明文の規定が設けられ、金銭債務の遅延損害金の算定は

*1 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/vcmsFolder_1545/vcms_1545.html

「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率」によるとされました（改正民法419条1項）。

不法行為による損害賠償債務については、一般に、不法行為時に直ちに遅滞に陥るものと解されていますので、交通事故により損害を被った被害者が加害者に対して賠償を求める場合には、「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」は事故時を指すこととなり、事故時の法定利率によって遅延損害金を算定することとなります。

また、民事交通訴訟では、車両保険や人身傷害保険の保険金を支払った保険会社が加害者に対して損害元金及び遅延損害金の支払を求める、いわゆる求償金請求の事案も多くありますが、このような事案では、通常、被害者が有していた不法行為による損害賠償請求権について保険法25条に基づいて被害者に代位したことを根拠として請求されますので、保険会社が行使する権利は、代位取得した被害者の加害者に対する不法行為による損害賠償請求権であることとなります。そうすると、保険会社が当該損害賠償請求権を代位取得して行使する場合にも、事故時の法定利率によって遅延損害金を算定することとなります。なお、このような求償金請求の事案では、保険金支払日（支払が複数回にわたる場合にあっては最終支払日）の翌日以降の遅延損害金の支払が請求されるのが一般的ですが、それは保険金支払日に遅滞に陥るからではなく、事故時から保険金支払日までの遅延損害金は代位の範囲外であるため保険会社が取得することができないことによるものですので、保険金支払日の法定利率によって遅延損害金を算定することにはならないと考えられます。

これに対し、民事交通訴訟では、共同不法行為者間の求償債務が問題となることもあります。この求償債務については、期限の定めのない債務とみて、遅延損害金の起算日を求償金支払催告日の翌日とした判例（最高裁平成10年9月10日第一小法廷判決・民集52巻6号1494頁）がありますので、催告日の翌日の法定利率によって遅延損害金を算

定することとなります。訴状作成に当たっては、これらの点にご留意ください。

また、中間利息控除についても、法定利率が変動制とされたことに伴い、将来の逸失利益や将来の介護等の費用についての損害額を算定するに当たって、いつの時点の法定利率を用いるべきかが問題となりますが、改正民法では、「その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率」によってすることと規定されています（改正民法722条1項、417条の2）。したがって、中間利息控除は事故時の法定利率によってすることとなります（以上につき、前田芳人「民事交通訴訟における債権法改正の影響」（公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準」（いわゆる「赤い本」）2020年（令和2年）版下巻所収）を参照）。ライプニッツ係数表参照時にはご留意ください。

（2）訴え提起時における一般的な留意事項

以下の点については、今までもお願いしていることですが、引き続きご協力をお願いします。

ア 管轄について

当事者双方の住所地及び交通事故発生場所のいずれも当庁の管轄にないにもかかわらず、交通事故に関する事件の専門部があり、相手方の訴訟前の代理人の事務所が東京にあるという理由だけで当庁に訴訟提起をされる場合も少なくありません。しかし、管轄合意書がなければ、速やかに移送されることがありますので、管轄合意がある場合には、合意書（相手方に代理人が就いている場合にはその委任状も）を必ずご提出ください。

イ 訴状の記載等について

（ア）当事者が未成年者の場合には、法定代理人（共同親権の場合には父母両名）の記載が必要であり、代理権を証する戸籍謄本などの証明書の添付や法定代理人名義の委任状が必要となります。なお、未成年者が成年に達した場合は、改めて委任状を

取り直して提出していただく必要があります。また、当部の取扱いとして、資格証明書については訴え提起前3か月以内のもの、訴訟委任状については訴え提起前6か月以内のものを提出していただいております。

- (イ) 請求の趣旨は、原告又は被告が単数か複数かをよく確認した上で記載してください。被告が複数であるにもかかわらず「被告は」となっていたり、「連帯」又は「各自」という記載が漏れていたりすることがあります。
- (ウ) 原告が被害者の損害賠償請求権を相続したことを理由とする場合には、相続関係図を付けて、必要な戸籍（被害者の出生から死亡まで連続したもの）を提出してください。
- (エ) 当部に係属中の事件への併合を希望する場合には、必ず、訴状提出の際に、事件番号を明記してその旨を記載するか、上申書を添付してください。

(3) 書証の提出について

多くの事案では、過失相殺の前提として事故態様が問題となるほか、原告主張の症状の外傷起因性や、治療の必要性・相当性に関係して、事故により身体に加わった外力の部位や程度が問題となります。裁判官にとっては、具体的な事故状況を図面や画像で確認することができた方が、文字での説明のみの場合よりもリアルに、事故の状況を理解することができますので、事故現場や事故車両の写真、ドライブレコーダー等の客観的資料が存在するときは、できるだけ早期にご提出ください。

これに限らず、主張書面を提出される際には、当該主張事実を裏付ける客観的証拠があれば、主張書面において当該書証を引用した上、当該書証とこれによって裏付けられる事実を明確に記載した証拠説明書を同時に提出していただくようお願いいたします。特に、刑事記録、診療録等の大部の書証については、書証に頁番号を付した上、主張書面においても該当頁を引用してください。なお、当部では、書証の提出にあたってご協力いただきたい事項をまと

めた書面（資料6）を作成し、書記官室カウンターに備え置いております。送付嘱託により送付を受けた文書を書証とする場合には、証拠説明書の文書の標目に「(送付嘱託)」と追記することなど、書証の整理に有益となる種々のお願いを記載しておりますので、是非、ご一読ください。

(4) 送付嘱託に基づく送付文書の交付について

当部においては、医療機関等を嘱託先とする送付嘱託は、原則として、送付文書を写しにより送付するよう依頼し、その作成費用を申立人の負担とする取扱いをしています。

嘱託先から送付された文書は、本来であれば、裁判所で保管し、申立人が閲覧・謄写をして、書証として提出していただくこととなります。しかし、医療記録は枚数が多く、レントゲンフィルム等は、1枚の写しを作成するのにもかなりの費用がかかるため、その写しの作成費用を申立人に負担していただいておりますので、原則的な運用によれば、送付嘱託の申立人は、裁判所へ送付される分と申立人側で使用する分の2つ分の写しの作成費用を負担することになります。そこで、写しの作成に要する手間と費用を軽減するために、医療機関等を嘱託先とする場合には、①写しにより送付されたものであること、②嘱託先への返還が不要であること、③交付が相当でないと認められる特段の事由がないこと、④当事者双方に代理人弁護士がついていること、⑤申立代理人が留意事項（資料7）を了承の上で交付方式の申出をすること、⑥相手方代理人が同意していることという要件を満たす場合には、送付文書を申立代理人弁護士に交付する運用を行っています。ただし、交付を受けた後も、尋問、鑑定等訴訟の審理のために必要な場合その他裁判所が必要と認める場合や相手方当事者において使用が必要がある場合には速やかに貸与することなど、送付文書の取扱いについては交付後も裁判所の指示に従っていただきます。

交付の方式については、当部の書記官室での直接交付に限ることとしております。

第3 終了段階における留意点

1 事前の連絡

裁判所から提示した和解案の受諾の可否、当事者間で合意することができた和解条項等については、期日前に書面又は電話でお知らせください。

2 和解成立までに準備をお願いしたいもの

訴訟が和解で終了する場合には、次の書類等の準備にご協力ください。

- (1) 振込口座を記載した書面
- (2) 利害関係人が参加する場合は、利害関係人参加申出書、資格証明書（利害関係人が法人であるとき）、訴訟委任状（代理人が出頭するとき）
- (3) 成年後見人に後見監督人が選任されている場合は、後見監督人の同意書（訴え提起自体にも同意書が必要です）
- (4) 地方公共団体が当事者である場合は、原則として議会の決議が必要であるため、議会の承認を得た旨の書面
- (5) 訴え提起時に未成年者であった当事者が和解成立時に成年に達している場合には、成年に達した当事者からの訴訟委任状
- (6) 当事者の住所変更又は法人の代表者の変更がある場合はそれらを証する書面及びその旨を記載した上申書

3 裁定和解

当部では、弁論準備手続、書面による準備手続を問わず、争点整理の過程で和解による解決が可能となった場合に、当事者双方に出頭していただく必要のない裁定和解（民訴法265条）の方法も活用しています。裁定和解は、当事者の共同の申立てがあるときに裁判所が適当な和解条項を定め、これを

告知することにより、告知の時点で和解が調ったものとみなされる手続ですが、当部では、当事者双方が関与して和解内容を事実上決めた段階で、双方から共同の申立てをしていただき、その内容を裁判所が定める和解条項として告知するという方法を取っています。したがって、和解の内容については、通常の和解と同様、当事者双方の合意の上で決められるものとなっています。

なお、和解調書正本の送達申請については、通常の和解では、書記官の面前で口頭申述していただき、それを調書化した上で送達を実施しておりますが、裁定和解において、和解条項の告知を特別送達やファクシミリ送信の方法によった場合は送達申請の口頭申述ができないので、送達を希望される際には書面で送達申請をしていただく必要があることにご留意ください。

4 猶予を受けている手数料等の納付

訴訟救助により訴え提起手数料等の猶予を受けている場合は、和解成立後、速やかに猶予した費用を任意納付してください。

第4 最後に

以上、当部に関する近時のトピックをご説明しながら、様々なお願いもいたしました。書記官室一同、裁判官と協働して、民事交通訴訟の審理の充実促進を支えるべく努力を続けてまいりますので、弁護士の皆様には、引き続きご協力くださるよう、お願いいたします。

資料1a 訴状モデル（本文・損害賠償）（1枚目）

資料1：訴状モデル（損害賠償請求事件・傷害事案）	
訴 状	
令和○年○月○日	
東京地方裁判所民事第27部 御中	
原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印	
当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり	
損害賠償請求事件	
訴訟物の価額	○○円
貼用印紙額	○○円
第1 請求の趣旨	
1	被告らは、原告に対し、連帯して、○○円及びこれに対する令和○年○月○日から支払済みまで年○分の割合による金員を支払え。
2	訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。	
第2 請求の原因	
1	別紙「事案の概要」及び別紙「損害額一覧表」記載のとおり。
2	事前交渉の経過に鑑み、本件で予想される争点等につき、次のとおり補足する。
(1)	事故態様 ・・・
(2)	後遺障害
1	

資料1a 訴状モデル（本文・損害賠償）（2枚目）

・・・	
3	よって、原告は、被告○○に対しては民法709条に基づき、被告○○に対しては自賠法3条に基づき、連帯して、損害賠償金○○円及びこれに対する不法行為の日である令和○年○月○日から支払済みまで民法所定の年○分の割合による遅延損害金の支払を求める。
第3 本訴に至る経緯の概要	
1	本件事故後、原告は、被告らが自動車保険契約を締結していた○○保険株式会社（代理人弁護士：○○法律事務所、○○弁護士）を通じて、被告らと交渉を行ってきた。
2	被告側からは、令和○年○月○日、・・・との提案がなされたが（甲○）、到底受け入れられるものではなかったため、やむなく本訴を提起した。
なお、本訴についても、被告らには上記弁護士が受任予定と聞いている。	
証拠方法 令和○年○月○日付け証拠説明書記載のとおり	
附属書類 （略）	
以上	
2	

資料1b 訴状モデル（一覧表・傷害）【別紙1】

原告 ○○	被告 ○○、○○	
事案の概要		
(1) 事故の発生		
項目	原告側の主張	証拠
日時	RO.OO ○.OO 頃	甲●：事故証明
場所	東京都○区○丁目○番○号	同上
関係車両	原告車 ○○自動車 運転者：○○ 登録番号：○○○○	同上
	被告車 ○○自動車 運転者：○○ 所有者：○○	同上、甲●：登録事項証明
態様	交差点を直進しようとした原告車と、その左方交差点道路から一時停止規制を無視して交差点を直進しようとした被告車が、出会い頭に衝突した。	甲●：実況見分
(2) 責任原因		
被告○○	民法709条（○○義務違反、前方不注意）	
被告○○	自賠法3条	
(3) 受傷内容等		
受傷者	○○	生年月日：HO.OO.生（事故時○歳） 職業：・・・
傷病名	・・・	甲●
治療経過	医療機関名	入院/通院 開始 終了 入院 実通院
	○○病院	入院 RO.OO RO.OO .. - 甲●
	同	通院 RO.OO RO.OO - .. 甲●
	○○整形外科	通院 RO.OO RO.OO - .. 甲●
	計 RO.OO RO.OO	
症状固定日	○○部 RO.OO（事故から○月、固定時○歳）	甲●
	○○部 RO.OO（事故から○月、固定時○歳）	甲●
後遺障害	自賠責の等級認定 ・・・ ○級・○号（・・・もの）	甲●
	原告側の主張 ・・・ ○級・○号（・・・もの）	甲●

資料1b 訴状モデル（一覧表・傷害）【別紙2】

原告 ○○	被告 ○○、○○	
損害額一覧表		
項目	原告側主張額	原告側理由等
治療費	¥.....	○○病院.....円（甲●） ○○整形外科.....円（甲●）
入院雑費	¥.....	日額.....円×・・日＝.....円
付添費	¥.....	付添者：原告の○○ 日額.....円×・・日＝.....円（甲●）
通院交通費	¥.....	○○病院（電車・バス代、○駅～○駅）円×・・日＝.....円（甲●）
休業損害	¥.....	基礎収入：日額.....円（甲●） 休業日数：・・日（甲●） （式）.....×.....＝.....
逸失利益	¥.....	基礎収入：.....円（甲●） 労働能力喪失率：・・%（○級） 喪失期間：・・年（○歳～○歳） ライプニッツ係数：..... （式）.....×.....×.....＝.....
傷害慰謝料	¥.....	入院・・日、通院・・か月（実・・日） ○○により、増額。
後遺障害慰謝料	¥.....	・・級 ○○により、増額。
小計	¥.....	
過失相殺	0%	
過失相殺後	¥.....	
損害の填補		
任意保険金	¥.....	甲●
自賠責保険金	¥.....	甲●（受領日：RO.OO.OO）
控除後	¥.....	
弁護士費用	¥.....	
合計	¥.....	

資料2a 答弁書モデル（本文・損害賠償）（1枚目）

資料2：答弁書モデル

答 弁 書

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第27部〇係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 別紙「事案の概要」の「被告側の主張」欄、別紙「損害額一覧表」の「被告側主張額」及び「被告側理由等」欄記載のとおり。

2 請求の原因2項はいずれも争う。詳細は後述する。

第3 被告らの主張

1 事故態様及び過失相殺

・・・

2 後遺障害

・・・

第4 求釈明事項

1 休業損害及び逸失利益の認否反論のため、事故前年から現在までの原告の取入を裏付ける資料（源泉徴収票、給与明細等）を提出されたい。

1

資料2a 答弁書モデル（本文・損害賠償）（2枚目）

2 原告は、本件事故に関して、労災保険金を受給していると思われるため、その額を明らかにするとともに、これを裏付ける資料（支給決定通知書等）を提出されたい。

以上

2

資料2b 答弁書モデル（一覧表・傷害）【別紙1】

令和・・年(ワ)第.....号
原告 ○○
被告 ○○.○○

最終更新日: R〇.〇.〇
最終更新者: 〇〇〇〇

事案の概要

(1) 事故の発生

項目	原告側の主張	証拠	被告側の主張
日時	R〇.〇.〇 〇.〇〇 頃	甲●: 事故証明	認める。
場所	東京都〇区〇丁目〇番〇号	同上	認める。
関係車両	原告車 ○○自動車 運転者: ○○	登録番号: 〇〇〇〇	同上
	被告車 ○○自動車 運転者: ○○	登録番号: 〇〇〇〇 所有者: ○○	同上
		同上 甲●: 登録事項証明	認める。
態様	交差点を直進しようとした原告車と、その左方交差道路から一時停止規制を無視して交差点を直進しようとした被告車が、出会い頭に衝突した。	甲●: 実況見分	被告車が一時停止規制を無視した点は否認する。

(2) 責任原因

被告○○	民法709条(○○義務違反、前方不注意)		・・・は争う。
被告○○	自賠法3条		認める。

(3) 受傷内容等

受傷者	○○	生年月日: H〇.〇.〇 生 職業: ...	(事故時・歳)		
傷病名	...			甲●	不知。
				甲●	認める。
治療経過		医療機関名	入院/通院	開始	終了
	〇〇病院	入院	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	・・・
	〇〇通院	通院	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	・・・
	〇〇整形外科	通院	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	・・・
症状固定日	〇〇部	R〇.〇.〇	(事故から・・・月、固定時・歳)	甲●	否認する。
	〇〇部	R〇.〇.〇	(事故から・・・月、固定時・歳)	甲●	否認する。
後遺障害	自賠責の等級認定 ・・・級・号(・・・もの)			甲●	認める。
	原告側の主張 ・・・級・号(・・・もの)			甲●	否認する。

資料2b 答弁書モデル（一覧表・傷害）【別紙2】

令和・・年(ワ)第.....号
原告 ○○
被告 ○○.○○

最終更新日: R〇.〇.〇
最終更新者: 〇〇〇〇

損害額一覧表

項目	原告側主張額	原告側理由等	被告側主張額	被告側理由等
治療費	¥.....	〇〇病院.....円(甲●) 〇〇整形外科.....円(甲●)	¥.....	症状固定日は事故から約・・か月後のR〇.〇.〇であり、それ以降は相当因果関係を争う。
入院雑費	¥.....	日額.....円×・・日=.....円	¥.....	認める。
付添費	¥.....	付添者: 原告の〇〇 日額.....円×・・日=.....円(甲●)	¥0	付添の必要性を争う。
通院交通費	¥.....	〇〇病院(電車・バス代、〇駅〜〇駅)円×・・日=.....円(甲●)	¥0	不知
休業損害	¥.....	基礎収入:円(甲●) 休業日数:日(甲●) (式).....×.....=.....		基礎収入: 認否留保 休業日数: 否認
逸失利益	¥.....	基礎収入:円(甲●) 労働能力喪失率:%(・・級) 喪失期間:年(・・歳〜・・歳) ライプニッツ係数: (式).....×.....×.....=.....		基礎収入: 認否留保 後遺障害は・・級相当にすぎない。 労働能力喪失率: 多くとも・・% 喪失期間: 長くとも・・年
傷害慰謝料	¥.....	入院・・日、通院・・か月(実・・日) 〇〇により、増額。	¥.....	争う。増額事由なし。
後遺障害慰謝料	¥.....	・・級 〇〇により、増額。	¥.....	後遺障害は・・級相当にすぎない。 増額事由なし。
小計	¥.....			
過失相殺	0%		・・%	被告車は一時停止後、交差点に進入したが、原告車が高速で交差点に進入したため衝突。 別冊判タ38号[104]基本40.60 原告車の著しい過失(速度超過) +10
過失相殺後	¥.....			
損害の填補				
労災保険金				労災保険受給がある。
任意保険金	¥.....	甲●(受領日: R〇.〇.〇)	¥.....	乙●
自賠責保険金	¥.....	甲●(受領日: R〇.〇.〇)	¥.....	
控除後	¥.....			
弁護士費用	¥.....			争う。
合計	¥.....			

資料3a 準備書面モデル（本文・損害賠償）

資料3：準備書面モデル

原告第1準備書面

令和○年○月○日

東京地方裁判所民事第27部○係 御中

原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

第1 原告の主張

原告の主張は、以下のとおりであり、その要点は、別紙「損害額一覧表」の各「原告側主張額」及び「原告側理由等」欄記載のとおり。

1 事故態様及び過失相殺

...

2 後遺障害

...

第2 求釈明事項について

1 事故前年から本年までの原告の源泉徴収票を提出する（甲○～○）。

2 原告は、本件事故に関し、労災保険金（○〇給付）として、○円を受領している（甲○）。

以上

資料3b 準備書面モデル（一覧表・傷害）

令和○年(ワ)第○号
原告 ○○
被告 ○○、○○

最終更新日:R○.○.○
最終更新者:○○○○

損害額一覧表

項目	原告側主張額	原告側理由等	被告側主張額	被告側理由等
治療費	¥.....	○○病院.....円(甲●) ○○整形外科.....円(甲●)	¥.....	症状固定日は事故から約○か月後のR○.○.○であり、それ以降は相当因果関係を争う。
入院雑費	¥.....	日額.....円×○日=.....円	¥.....	認める。
付添費	¥.....	付添者:原告の○○ 日額.....円×○日=.....円(甲●)	¥0	付添の必要性を争う。
通院交通費	¥.....	○○病院(電車・バス代、○駅～○駅)円×○日=.....円(甲●)	¥0	不知
休業損害	¥.....	基礎収入:日額.....円(甲●) 休業日数:○日(甲●) (式).....×.....=.....		基礎収入:認否留保 休業日数:否認
逸失利益	¥.....	基礎収入:.....円(甲●) 労働能力喪失率:○%(○歳) 喪失期間:○年(○歳～○歳) ライプニッツ係数:..... (式).....×.....×.....=.....		基礎収入:認否留保 後遺障害は○級相当にすぎない。 労働能力喪失率:多くとも○% 喪失期間:長くとも○年
傷害慰謝料	¥.....	入院○日、通院○か月(実○日) ○○により、増額。	¥.....	争う。増額事由なし。
後遺障害慰謝料	¥.....	○級 ○○により、増額。	¥.....	後遺障害は○級相当にすぎない。 増額事由なし。
小計	¥.....			
過失相殺		0%...		被告車は一時停止後、交差点に進入したが、原告車が高速度で交差点に進入したため衝突。 別冊判タ38号[104]基本40:60 原告車の著しい過失(速度超過)+10
過失相殺後	¥.....			
損害の填補				
労災保険金	¥.....	甲●		労災保険受給がある。
任意保険金	¥.....	甲●	¥.....	乙●
自賠責保険金	¥.....	甲●(受領日:R○.○.○)	¥.....	
控除後	¥.....			
弁護士費用	¥.....			争う。
合計	¥.....			

資料4-1 訴状本文・求償金（1枚目）

資料4-1：訴状本文（求償金請求事件）

訴 状

令和○年○月○日

東京地方裁判所民事第27部 御中

原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

求償金請求事件

訴訟物の価額 ○〇円

貼用印紙額 ○〇円

第1 請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、○〇円及びこれに対する令和○年○月○日から支払済みまで年○分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 訴外○○の損害

(1) 別紙「事案の概要」及び別紙「損害額一覧表」記載のとおり。

(2) 事前交渉の経過に鑑み、本件で予想される争点等につき、次のとおり補足する。

ア 事故態様

...

1

資料4-1 訴状本文・求償金（2枚目）

イ 後遺障害

...

2 保険契約の締結及び保険金の支払

(1) 原告は、本件事故当時、訴外○○との間で、被保険者を訴外○○とする人身傷害保険契約を締結していた。

(2) 原告は、令和○年○月○日までに、訴外○○に対し、上記(1)の保険契約に基づき、本件事故の損害につき人身傷害保険金合計○〇円を支払った。

(3) これにより、原告は、保険法25条に基づき、訴外○○の過失割合○%に相当する部分を上回る○〇円につき、訴外○○が被告に対して有する損害賠償請求権を代位した。

3 よって、原告は、被告に対し、保険法25条により代位取得した民法709条に基づく損害賠償金○〇円及びこれに対する保険金の最終支払日の翌日である令和○年○月○日から支払済みまで民法所定の年○分の割合による遅延損害金の支払を求める。

第3 本訴に至る経緯の概要

1 原告は、訴外○○に保険金を支払った後、被告にその求償を求め、被告側の代理人弁護士（○○法律事務所、○○弁護士）を通じて交渉を行ってきた。

2 しかし、被告側は、過失割合を訴外○○ ○〇%対被告○○%と主張して譲らなかったため、やむなく本訴を提起した。

なお、本訴についても、被告には上記弁護士が受任予定と聞いている。

証拠方法 令和○年○月○日付け証拠説明書記載のとおり

附属書類 (略)

以上

2

資料4-2 訴状本文・債務不存在（1枚目）

資料4-2：訴状本文（債務不存在確認請求事件）

訴状

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第27部 御中

原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 ○〇円

貼用印紙額 ○〇円

第1 請求の趣旨

- 原告の被告に対する別紙交通事故目録記載の交通事故に関する損害賠償債務は存在しないことを確認する。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

- 原告の被告に対する別紙交通事故目録記載の交通事故（以下「本件事故」という。）に関する損害賠償債務は、別紙「事案の概要」及び別紙「損害額一覧表」記載のとおり、存在しない。
- しかし、被告は、通院を継続しているようであり、後遺障害が残る見込みであるなどと主張して、これを争っている。
- 事前交渉の経緯に鑑み、本件で予想される争点等につき、次のとおり補足す

1

資料4-2 訴状本文・債務不存在（2枚目）

る。

- 症状固定の時期
・・・
- 後遺障害
・・・

4 よって、原告は、上記債務は存在しないことの確認を求める。

第3 本訴に至る経緯の概要

- 原告は、本件事故から〇か月後の令和〇年〇月〇日まで、治療費を一括対応により支払った。
- 原告は、令和〇年〇月〇日、被告に対し、既払金のほか損害賠償金〇〇円を支払うとの提案をしたが（甲〇）、被告は、原告からの提案を拒否した。
- その後、原告は、被告に対し、数回にわたり、被告が考える損害額を述べるよう促したが（甲〇）、これに対する回答がなく、交渉での解決は困難であると判断し、本訴を提起した。

証拠方法 令和〇年〇月〇日付け証拠説明書記載のとおり

附属書類 （略）

以上

2

資料4-2 訴状本文・債務不存在（3枚目）

交通事故目録

日時 令和〇年〇月〇日午前〇時〇分頃

場所 東京都〇区〇丁目〇番〇号

関係車両 原告が運転する〇〇自動車（登録番号 ○〇〇〇〇）
被告が運転する〇〇自動車（登録番号 ○〇〇〇〇）

態様 交差点を直進しようとした被告車と、その左方交差道路から一時停止規制を無視して交差点を直進しようとした原告車が、出会い頭に衝突した。

3

資料5-1 一覧表・死亡【別紙1】

資料5-1:一覧表・死亡事案				
令和・年(ワ)第……号 原告 ○○.○○.○○ 被告 ○○				
最終更新日: R○.○.○ 最終更新者: ○○○○				
事案の概要				
(1) 事故の発生				
項目	原告側の主張		証拠	被告側の主張
日時	R○.○.○ ○.○○ 頃		甲●: 事故証明	認める。
場所	東京都○区○丁目○番○号		同上	認める。
関係車両等	原告側	歩行者(訴外○○)	同上	認める。
	被告車	○自動車 運転者: ○○ 所有者: ○○	登録番号: ○○○○ ○	同上 認める。
態様	…		甲●: 実況見分	…は否認する。
(2) 責任原因				
被告	自賠法3条			認める。
(3) 死亡結果等				
死亡者	訴外○○	生年月日: S○.○.○生 (事故時…歳) 職業: …	甲●	不知。
傷病名	…		甲●	認める。
治療経過	医療機関名 入院/通院 開始 終了 入院 退院		甲●	認める。
	○病院 入院 R○.○.○ R○.○.○ …		甲●	認める。
死亡日	R○.○.○ (死亡時…歳)	氏名	続柄 相続分	甲● 認める。
相続人	原告○○	○	1/2	
	原告○○	○	1/4	甲●: 戸籍
	原告○○	○	1/4	不知。

資料5-1 一覧表・死亡【別紙2】

令和・年(ワ)第……号 原告 ○○.○○.○○ 被告 ○○				
最終更新日: R○.○.○ 最終更新者: ○○○○				
損害額一覧表				
(訴外○○の損害額)				
項目	原告側主張額	原告側理由等	被告側主張額	被告側理由等
治療費	¥……	○病院…円(甲●)	¥……	認める。
葬儀費	¥……	甲●	¥……	認める。
逸失利益(家事労働)	¥……	基礎収入: ……円(甲●) 生活費控除率: …% 就労可能年数: …年(…歳～…歳) ライプニッツ係数: …… (式) …… × (1-…%) × …… = ……		基礎収入: 認否留保 生活費控除率: 少なくとも…% 就労可能年数: 認める。
逸失利益(年金)	¥……	基礎収入: ……円(甲●) 生活費控除率: …% 受給年数: …年(…歳～…歳) ライプニッツ係数: …… (式) …… × (1-…%) × …… = ……		基礎収入: 認める。 生活費控除率: 少なくとも…% 受給年数: 認める。
死亡慰謝料	¥……	…	¥……	争う。
小計	¥……			
過失相殺	0%		…%	…
過失相殺後	¥……			
損害の填補	¥……	甲●	¥……	乙●
任意保険金	¥……	甲●(受領日: R○.○.○)	¥……	
自賠責保険金	¥……			
控除後	¥……			
合計	¥……			
(原告○○の損害・相続額)				
項目	原告側主張額	原告側理由等	被告側主張額	原告側理由等
固有慰謝料	¥……			争う。
…	¥……			…
小計	¥……			
過失相殺	0%		…%	
過失相殺後	¥……			
相続額	¥……	相続分1/2		
小計	¥……			
弁護士費用	¥……			争う。
合計	¥……			
(原告○○、原告○○の損害・相続額)				
項目	原告側主張額	原告側理由等	被告側主張額	原告側理由等
固有慰謝料	¥……			争う。
過失相殺	0%		…%	
過失相殺後	¥……			
相続額	¥……	相続分1/4		
小計	¥……			
弁護士費用	¥……			争う。
合計	¥……			

資料5-2 一覧表・物損【別紙1】

資料5-2:一覧表・物損事案				
令和・年(ワ)第……号 原告 ○○.○○保険株式会社 被告 ○○.○○会社				
最終更新日: R○.○.○ 最終更新者: ○○○○				
事案の概要				
(1) 事故の発生				
項目	原告側の主張		証拠	被告側の主張
日時	R○.○.○ ○.○○ 頃		甲●: 事故証明	認める。
場所	東京都○区○丁目○番○号		同上	認める。
関係車両	原告車	○自動車 運転者: ○○ 所有者: ○○	登録番号: ○○○○ ○	同上、甲●: 登録事項証明 認める。
	被告車	○自動車 運転者: ○○ 所有者: ○○	登録番号: ○○○○ ○	甲● 認める。
態様	…		甲●	…は否認する。
(2) 責任原因				
被告○○	民法709条(○業務違反、前方不注意)			…は争う。
被告会社	民法715条1項(被告車の運転者の使用者、事業の執行について上記事故発生)			認める。
(3) 原告車				
車種	○自動車		甲●: 登録事項証明	認める。
車名等	○○		同上	認める。
型式等	○○-○○○○		同上	認める。
初度登録	R○.○.○ (事故時 …年… 月経過)		同上	認める。
走行距離	……km		甲●	認める。
その他				

資料5-2 一覧表・物損【別紙2】

令和・年(ワ)第……号 原告 ○○.○○保険株式会社 被告 ○○.○○会社				
最終更新日: R○.○.○ 最終更新者: ○○○○				
損害額一覧表				
(原告○○の損害)				
項目	原告側主張額	原告側理由等	被告側主張額	被告側理由等
修理費	¥……	甲●		否認する。
評価損	¥……	修理費の…割	¥0	否認する。 …
代車料	¥……	日額…円 × …日 = ……円(甲●)		代車日額: 多くとも…円 修理期間: 長くとも…日
小計	¥……			
過失相殺	0%	…	…%	…
過失相殺後	¥……			
損害の填補	¥……			
車両保険金	¥……	甲●		不知。
控除後	¥……			
弁護士費用	¥……			争う。
合計	¥……			
(原告保険会社の求償金)				
項目	原告側主張額	原告側理由等	被告側主張額	被告側理由等
車両保険金	¥……	甲●		争う。
合計	¥……			

～ 書証の提出等について ～

東京地方裁判所民事第27部（交通部）

書証の提出等については、次のとおりお願いします。

【書証の提出方法】

- 1 「刑事記録」
全丁に通し番号を付すか、又は、調書等の別に枝番号を付した上、それぞれに通し番号を付す。
- 2 「医療記録」
 - ・ 全丁に通し番号を付すか、又は、診療録、看護記録等の種類別に枝番号を付した上、それぞれに通し番号を付す。
 - ・ なお、原則、CD（電子データ）での提出は不可となります。
 - ・ 外国語の部分について、朱書きするか又はラインマーカーを引いた上、訳文を付記する（判読困難な部分についても、同様の方法により注記する。）。
 - ・ レントゲン写真等のフィルムを書証化される場合には、あらかじめ裁判所と相談してください。
- 3 「写真」
 - ・ 写真の撮影者、撮影日時及び被写体（撮影場所）を、証拠説明書に記載し、又は台紙に付記する方法により明示する。
 - ・ 事故現場写真については、撮影方向を記載した現場図面等を添付する。
 - ・ 複数の写真を提出する場合には、文書の標目を「写真撮影報告書」とした上、A4判縦の用紙にはり付けた上、各写真に通し番号を付する（裏面参照）。
- 4 領収証（レシート類）
 - ・ 領収証等は費目ごとに整理する。
 - ・ 複数の領収証等をA4判縦の用紙にはり付けて提出する場合には、各領収証等に通し番号を付する。
 - ・ 感熱紙のコピー等不鮮明なものについては、朱書きで注記するなどして判読可能な状態にする。
- 5 「録音テープ」、「ビデオテープ」等
録音内容又は撮影内容を説明した書面を添付する。
- 6 「文献」等
 - ・ 当該文献の表紙と奥書を付し、出典を明らかにする。
 - ・ ラインマーカーを引くなどして必要な箇所、重要な箇所等を明示する。
 - ・ 外国語の文献については、必ず訳文を添付する（一部を提出する場合には、前記2の・参照）。

【書証符号】

共同訴訟人に個別に代理人が付いている場合、参加人、併合の可能性がある事件の書証符号については、あらかじめ担当書記官に確認する。

【証拠説明書】（裏面参照）

- ・ 書証を提出する際には、必ず証拠説明書を添付する（民訴規137）。
- ・ 送付嘱託により送付を受けた文書を書証とした場合には、文書の標目に「（送付嘱託分）」と追記する。

資料6-2 書証の提出等について（裏）

資料6：書証の提出等について（裏）

【「写真撮影報告書」作成例】（A4判用紙を縦に使用し、左側に3センチ程度の余白）

○ 1 枚目（表紙）

甲第○号証

写真撮影報告書

撮影者・・・
撮影日・・・
被写体・・・

- 1 -

○ 2 枚目以降（写真）

①
（被写体の具
体的な説明等）

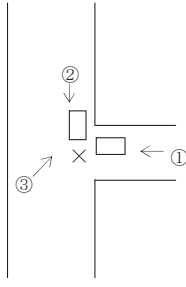
②
・・・の部
分を・・・方
向から撮影

③
・・・
・・・地点
の状況

- 2 -

○ 末尾（撮影方向図）

撮影方向図



- 〇 -

【「証拠説明書」記載例】

令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇〇号

原告 〇〇〇〇 副本直送済み

被告 〇〇〇〇

東京地方裁判所民事第27部〇〇係 御中

令和〇年〇月〇日
原告代理人弁護士 山 田 太 郎 印

証 拠 説 明 書（1）

甲号証	標 目 （原本・写しの別）		作成年月日	作 成 者	立証趣旨	備 考
1	交通事故証明書	写し	R1. 7. 7	交通安全協会	本件交通事故が発生した事実	
2	写真撮影報告書	原本	R1. 9. 9	山田太郎	本件交通事故の発生状況及び原告車両の損傷状況	撮影者 〇〇〇〇 撮影日 〇〇〇〇 被写体 〇〇〇〇

資料7：送付文書の交付について

～ 送付文書の交付について ～

令和3年3月

東京地方裁判所民事第27部

医療機関等を嘱託先とする送付嘱託において、嘱託に係る診療録、レントゲン写真等の送付文書が、返還不要の写しにより送付されたときは、申出により、当該送付文書を送付嘱託の申立代理人に交付する取扱いとします。

ただし、①申立代理人が次の《留意事項》を了承されること、②相手方当事者にも訴訟代理人が付いており、その同意が得られることが条件となります。

※ここでの「医療機関等」とは、病院、医院、診療所等のほか、整骨院、接骨院、鍼灸院、介護施設などを含みます。

《本取扱導入理由》

医療機関等を嘱託先とする送付嘱託においては、保管期間や管理面を考慮し、原則として、写しによる送付をお願いしており、写しの作成費用を申立人に負担してもらっています。したがって、裁判所に到着した送付文書を申立人において謄写等する場合には、二重に費用負担することになります。特にレントゲン写真等の写しの作成費用は高額となりますが、これを含めて送付文書の写しの作成費用を訴訟費用として認めることはしていません。そこで、以上のような実情に配慮し、医療機関等を嘱託先とする送付嘱託については、特例として、本取扱いによることにしました。

《申出の方法等》

送付文書の交付が可能な場合において、これを希望されるときは、口頭、電話等適宜の方法により、その旨を担当書記官等にお申し出ください。

なお、送付文書の交付を受ける際には、あらかじめその日時を担当書記官等と打ち合せてください。

《留意事項》

- 1 送付文書は、当部の窓口における交付を原則とします。
- 2 当該訴訟の係属中は、申立代理人において、滅失・毀損等のないよう適正に保管してください。
- 3 当該訴訟以外の目的には使用しないでください。
- 4 送付文書のうち、診療録、看護記録等の書類を書証として提出する場合には、必ず、交付を受けた送付文書そのものに書証番号、ページ数を付するなどした上、裁判所に提出することとし、相手方当事者用、控え等にはその写しを用いてください。
なお、診療録、看護記録は、原則 CD（電子データ）での提出は不可となりますので、CD からデータを印刷して作成し、提出してください。
- 5 尋問、鑑定等訴訟の審理のために必要な場合その他裁判所が必要と認める場合及び相手方当事者において使用する必要がある場合には、速やかに貸与していただきます。
- 6 当該訴訟終了後、当裁判所に返還していただく必要はありませんので、適正な方法により処分してください（持参していただければ当部において処分することもできます。）。
- 7 その他、送付文書の取扱いについては、当裁判所の指示に従ってください。